

Office ライセンスの使用に関する契約

川崎市を発注者とし、
を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、受注者が Office ライセンス（以下「ライセンス」という。）を発注者の使用に供することを目的とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約対象ライセンスの内容及び納品場所)

第3条 この契約を対象とするライセンスの内容及び納品場所は、次のとおりとする。

- (1) ライセンスの内容 Microsoft 社製 Microsoft365 E3 48 ライセンス
- (2) ライセンスの納品場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和7年9月29日から令和8年9月28日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の規定により、納付を免除する。

(使用料)

第6条 ライセンスの使用料は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

2 月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者がライセンスを使用できなかったときは、その分の使用料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。

3 1ヶ月に満たない期間の使用料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出することとし、令和7年9月分について月額使用料の30分の2の 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）、令和8年9月分については月額 円から円を差し引いた残余の額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

(納品費用等の負担)

第7条 この契約に基づくライセンスに要するすべての費用は、受注者の負担とする。

(ライセンスの保守)

第8条 受注者は、発注者がライセンスを常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

3 発注者は、善良な管理者の注意をもってライセンスを管理するものとする。

(使用料等の支払)

第9条 受注者は、毎月初めに前月分の第6条に定める使用料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、ライセンスの納品、保守、管理等に際して知り得た発注者の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第10条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個

人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(損害保険契約)

第11条 受注者は、ライセンスの契約期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第8条第4項の場合で受注者が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

(損害金)

第12条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額(月額使用料に契約期間を掛けた金額をいう。以下同じ。)に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。

(4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。

(5) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

- (1) 第13条、第14条及び第22条第6項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、ライセンスの引渡しを完了する前は、第13条及び第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合、ライセンスの納品に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(予算に係る解除権の留保)

第18条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(不正行為に対する賠償金等)

第22条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同

項第6号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えるとき、発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(ライセンスの返還)

第23条 発注者は、契約期間の満了又は契約の解除によってライセンスを受注者に返還する場合には、速やかにライセンスを返還するものとする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第25条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(発注者への報告等)

第26条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他の事項)

第27条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市
川崎市長

印

受注者